

## 泉崎村農業委員会定例総会（6月）議事録

### 1 開催の日時及び場所

日 時：令和8年6月15日（月）午後1時30分から

場 所：泉崎村役場第1会議室

### 2 会議構成人員（9名）

出席農業委員（8名）

推進委員（1名）

1 番 箭内 一美 委員

泉崎② 鈴木 正一 委員

2 番 佐川 ヒロ子 委員

3 番 和泉 輝代 委員

4 番 大森 秀樹 委員

5 番 穂積 正徳 委員

6 番 菊地 信治 委員

7 番 大野 厚海 委員

8 番 有賀 路夫 委員

### 3 本日の提出議案

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第32号 泉崎農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第33号 泉崎村農業委員会現地確認実施要綱について

議案第34号 泉崎村農業委員会が保有する個人情報の開示等に関する規程の制定について

議案第35号 泉崎村農業委員会が管理する公文書の開示に関する規程の制定について

### 4 議事録署名人

6 番 菊地 信治 委員

7 番 大野 厚海 委員

## ■開 会

(事務局)

定刻になりましたので、ただ今より 6 月定例総会を開催いたします。始めに会長より挨拶をお願いいたします。

## ■会長挨拶

(会長)

皆さん、こんにちは。

1 点連絡事項がございます。

6 月 2 日に東京の衆議院会館において本県選出の国会議員との懇談会がありました。席上で羽鳥ダムの用水不足が毎年生じているため、国において抜本的な解決策の解決策をお願いしたいということで、矢吹町の農業委員から案が出ました。かつて矢吹町の野崎町長の時代にも何度も県や国へは言っているが進展がなかったと聞いているが、改めてこの話が出ました。皆さんも変わってほしいことがあるならば何かの会合の際に議題を上げてみてほしいです。

今日はよろしくお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。

会期の決定及び議事録署名人の選任について、会長よりお願いいたします。

## ■会期の決定及び議事録署名人

(会長)

本総会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(会長)

本日 1 日とすることに決しました。

議事録署名人は「6 番 菊地信治委員」「7 番 大野厚海委員」にお願いします。

(会長)

では、議事に入ります。「議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より報告願います。

(事務局)

「議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について」地区推進委員 鈴木 正一 委員より現地状況の意見を申し上げます。

(鈴木正一委員)

現地の確認を行いましたが見地の境界は全くわからない状況でした。また、この農地へ直接入る入り口がなく、笹立山●の道路から左に行き、水路の下を通って入るようになっています。

買主が周辺農地の笹立山●、●、●と一緒にこの土地を借りて10年以上耕作をしており、全てを1枚の畑として作っている状況でありまして、境界は確定できませんでしたが何ら問題ないと思いました。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、和泉 輝代 委員の意見を申し上げます。

(和泉輝代委員)

私も正一委員と同じ意見で、境界はわかりませんでした。現地も草を刈っただけの状況になっておりますが、全ての農地を譲受人がつくっているため問題ないと思います。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(箭内一美委員)

笹立山●は誰がつくっている土地ですか。

(鈴木正一委員)

譲受人の水野谷一男氏です。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第３０号 農地法第３条の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第３０号 農地法第３条の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(鈴木正一委員)

一つ確認がありますが、対象農地は一反歩８１万円ですか。

(事務局)

はい、１０ａ当たり８１万円、実際の面積による金額は３０万円になります。

(鈴木正一委員)

一反歩８１万円は高いように感じます。

(事務局)

申請書を回覧いたしますので、各自ご確認をお願いします。書類上の間違いはございません。

(鈴木正一委員)

これだけの値段だと税金等も変わってくるのではないかと。

(事務局)

売買なので所得税がかかります。

(会長)

他にご意見はございませんか。

他に異議なしと認め、「議案第３０号 農地法第３条の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第 3 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第 3 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第 3 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」地区推進委員 鈴木 正一 委員より現地状況の意見をお願いします。

(鈴木正一委員)

これも同日に現地確認を行いました。この土地は矢吹が原土地改良区でやった介田になります。ただ、10 年以上作っていない土地であり、狐山●には木、●、●、●は草が生えております。

畦畔は10 年以上作っていないため境はありませんが、狐山●の隣は田んぼをつくっております。

狐山●、●、●とその隣の●は道路があるので、ここの境は確認できます。また、こちらの長い通りは排水路になっており、現状確認ができます。ぐるっと周りは道路になっており、普通に通れる状態になっておりますので大丈夫です。狐山●付近のとおりは村道で舗装道路ですから問題ありません。ただ、木がかなり植わっていると思います。そのため、すぐ田んぼにできるかどうかは分かりません。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員 和泉 輝代 委員の意見をお願いします。

(和泉輝代委員)

正一委員の意見と同じです。狐山●、●、●、●の左側は排水路がわかっております。右側の奥は正一委員の田んぼがあるということで田んぼ道になっております。狐山●の右隣と上の田んぼは作ってありました。狐山●のみが結構な木が茂っておりますが、譲受人に確認したところ木を切るということの確認がとれました。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺い

します。

(菊地信治委員)

現況が赤でも黄色でも基盤整備に混ざるとは問題ないのですか。

(和泉輝代委員)

はい。雑木林になっていても木が切ってあれば問題がないとのこと。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第31号 農地法第3の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第31号 農地法第3の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第32号 泉崎農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第32号 泉崎農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただいま事務局より説明がありましたが何か質疑等ございますか。

(菊地信治委員)

青地と白地の農地でどのくらい制限の差がありますか。

(事務局)

振興地域に入っている青地は原則として外さないと何もすることはできません。そ

の中での農地の種別により許可の基準が変わってまいります。

20ページの●の場合、就農機会の拡大をするという事業をもって許可ができないかということで進めておりますが、その前段として農振を除外しないと転用の手続すらできないという状況となってくるので前もって農振を外します。その後に意見照会、公告縦覧をし、一定期間様子を見てから農転の手続になる流れがございます。

(菊地信治委員)

逆に今回編入する農地は、学校のそばだからなにか特別に許可が出したくない理由があって編入すると考えた方がいいですか。

(事務局)

認定農業者等への集積促進を図るとともに担い手が計画している大区画化事業の支援を図るというのが第一目的でありまして、その他に近年の農業者の高齢化により相対での賃借に移行又は遊休農地化の傾向にあり、土地改良事業で整備された当地区の農地を認定農業者等担い手への利用促進を図るため農用地区域に編入する必要があるためです。

(菊地信治委員)

何事においても地域計画が最初ということですね。

(事務局)

農振除外等の前に信治委員がおっしゃったように地域計画がございます。10年後の農地をそれぞれの地区で守っていかなければならないと定めた地域計画に入っていれば、まずは地域計画の除外が最初になります。地域計画の除外後に農振除外ができるようになり、農振除外後に農地転用申請ができるようになる3段階の手続になります。

地域計画の除外がすでに済んでおりましたので、農振除外の手続にうつった形になります。

(菊地信治委員)

いろんな開発の歯止めになるということを理解しました。

(会長)

質疑がないようなので決裁をとります。

「議案第32号 泉崎農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」意見書

(案) のとおり回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第３２号 泉崎農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」原案のとおり回答することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第３３号 泉崎村農業委員会現地確認実施要綱について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第３３号 泉崎村農業委員会現地確認実施要綱について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただいま事務局より説明がありましたが何か質疑等ございますか。

(会長)

質疑がないようなので決裁をとります。

「議案第３３号 泉崎村農業委員会現地確認実施要綱について」原案のとおり定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第３３号 泉崎村農業委員会現地確認実施要綱について」原案のとおり定めることに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第３４号 泉崎村農業委員会が保有する個人情報の開示等に関する規程の制定について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第３４号 泉崎村農業委員会が保有する個人情報の開示等に関する規程の制定について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただいま事務局より説明がありましたが何か質疑等ございますか。

(菊地信治委員)

農業委員として、このような場合に法律に触れる、触れないのような簡単な事例があれば教えてほしいです。

(事務局)

例えば、農地台帳のような個人を特定するような情報が欲しいといった場合は原則開示になりますが、第3者の者を出していいのかとなると不開示になります。また、個人ではなく行政情報は原則開示になっておりますが、法律上出せるもの出せないものがある細かな規定があり、その情報を開示することで業務に支障が出る場合や個人の住民生活に支障が出てしまう場合には不開示ということになってきます。この例によるという表記はまるっとその部分を農業委員会でも使わせてもらう規定文になります。

この取り決めに決めておかないと、その情報を保有しているかどうかとも言って良い悪いがあるものなので、情報を有無についても規定しているのが個人情報保護法の取り決めとなっております。今後このような事例が増えてくると想定されるため、事前に制定したものになります。

(会長)

質疑がないようなので決裁をとります。

「議案第34号 泉崎村農業委員会が保有する個人情報の開示等に関する規程の制定について」原案のとおり定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第34号 泉崎村農業委員会が保有する個人情報の開示等に関する規程の制定について」原案のとおり定めることに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第35号 泉崎村農業委員会が管理する公文書の開示に関する規程の制定について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第３５号 泉崎村農業委員会が管理する公文書の開示に関する規程の制定について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただいま事務局より説明がありましたが何か質疑等ございますか。

(会長)

質疑がないようなので決裁をとります。

「議案第３５号 泉崎村農業委員会が管理する公文書の開示に関する規程の制定について」原案のとおり定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第３５号 泉崎村農業委員会が管理する公文書の開示に関する規程の制定について」原案のとおり定めることに決しました。

(午後：２時３７分)

## ■その他

(会長)

以上で本日の案件は終了しますが、その他、事務局から何かございますか。

(事務局)

ありません。

## ■次回定例総会の日程について

(会長)

以上を持ちまして、本総会の日程が終了しました。

次回の定例総会について、令和８年７月１５日（水）午後１時３０分からにすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

■閉 会

(会長)

以上をもちまして泉崎村 6 月定例農業委員会総会を閉会といたします。お疲れ様でした。

(午後：2 時 4 0 分)